

大館市農業委員会総会議事録

令和5年4月14日

大館市農業委員会総会議事録

1. 開会の日時 および場所	日 時	令和5年4月14日（金）午後2時00分 開会			
	場 所	比内総合支所 3階 大会議室			
2. 出席委員の氏名（16名）					
1番	渡邊 久留美	11番	小畑 美恵子	18番	安部 幸美
3番	阿部 重信	12番	富樫 英悦	19番	渡邊 久雄
4番	斎藤 重春	13番	畠山 繁司		
5番	小林 大樹	14番	浅利 瑞穂		
6番	小畑 純市	15番	糸屋 由衛門		
8番	高坂 千悦	16番	菅原 和久		
10番	菅原 一成	17番	虻川 マキ子		
3. 欠席委員の氏名（3名）					
2番	石山 元一	7番	伊藤 昇	9番	藤盛 久登
4. 委員以外の出席者 職氏名		なし			
5. 出席した事務局 職員の職氏名	局 長	鳥潟 克次			
	次 長	宮崎 直人			
	係 長	工藤 学			
6. 議事録署名委員	16番	菅原 和久		17番	虻川 マキ子
7. 書記	工藤 学				

報 告 ・ 議 案

報告第 8 号	農地法第 18 条第 6 項の規定による賃貸借の合意解約通知について
報告第 9 号	事務局職員の任免について
報告第 10 号	贈与税・不動産取得税の徴収猶予に関する証明書の交付について
議案第 20 号	農地法第 3 条の規定による賃借権(使用貸借による権利)設定許可申請に対する処分について
議案第 21 号	農地法第 3 条の規定による所有権移転許可申請に対する処分について
議案第 22 号	農地法第 5 条の規定による所有権移転許可申請書の送付について
議案第 23 号	農用地利用集積計画の決定について (利用権設定)
議案第 24 号	農用地利用集積計画の決定について (所有権移転)
議案第 25 号	令和 5 年度大館市農作業標準賃金の設定について

局長

定刻となりましたので、ただ今より総会を開会いたします。

初めに会長より挨拶をお願いいたします。

糸屋会長

— 挨拶 —

議長

それでは会議に先立ちまして、本日の出席者数を確認したいと思います。

事務局から報告願います。

局長

本日の出席人数のご報告ですが、委員総数 19 名中 16 名の出席であります。よって、定足数に達しており会議は成立していることを宣言申し上げます。

なお、2 番 石山 元一 委員、7 番 伊藤 昇 委員、9 番 藤盛 久登 委員より、都合により欠席するとの連絡がありました。

議長

次に、大館市農業委員会総会会議規則第 16 条第 2 項の規定により、議事録署名委員を当席より指名いたしますが、ご異議ございませんか。

～異議なしの声多数あり～

議長

ご異議ないようですので、指名いたします。

議席番号 16 番 菅原 和久 委員、議席番号 17 番 虻川 マキ子 委員にお願いいたします。

議長

それでは、会議に入ります。

業務報告、その他報告事項等について事務局から説明願います。

局長

- ・業務報告（3 月総会～4 月総会）について
- ・報告第 8 号 農地法第 18 条第 6 項の規定による賃貸借の合意解約通知について
- ・報告第 9 号 事務局職員の任免について
- ・報告第 10 号 贈与税・不動産取得税の徴収猶予に関する証明書

の交付について

議長

ただいまの事務局の報告について、ご意見、ご質問等ございませんか。

6 番(小畑純市委員)

贈与税と不動産取得税と何が違うのか。

事務局

国税と県税の違いです。ともに譲り受けた農地を有効活用する条件で納税の猶予がされたものです。条件を守らなければ、納税義務が発生し追徴もあります。

議長

暫時休憩します。

～休 憩～

議長

再開します。

他に何かありますか。

他にないようですので、承認するものといたします。

議長

それでは、議事に入ります。

初めに、議案第 20 号『農地法第 3 条の規定による賃貸借(使用貸借による権利)設定許可申請に対する処分について』を議題とします。

事務局より議案の説明をお願いします。

局長

20 ページをお開き願います。

議案第 20 号 農地法第 3 条の規定による賃貸借(使用貸借による権利)設定許可申請に対する処分について

次のとおり、農地法第 3 条の規定による賃貸借(使用貸借による権利)設定許可申請があったので、この処分(許可、不許可の決定)について意見を求める。

21 ページをお開き願います。

内訳は、No.1 から No.3 までの 3 件で、地目は畑が 3,774 m²、樹園地が 5,053 m²で、面積合計は 8,827 m²であります。

借受の事由は、全て「新規就農」となっており、貸借期間は全てが 10 年であります。

これらの許可要件の検討結果につきましては、お手元に配付の調査書に記載されておりますとおり、いずれも農地法第 3 条第 2 項各号（第 1 号～第 6 号）に該当しないため、許可要件の全てを満たすものと考えます。

よろしくご審議をお願いいたします。

議長

議案第 20 号 No.1～3 について審議します。

何かご意見ご質問等ございませんか。

19 番(渡邊久雄委員)

借人が会長の中山地区の新規就農者と言うことで、会長からどういう人なのか教えてください。

会長

帰省し、実家の果樹園を手伝っているが、貸人が高齢で農地を耕作してほしいと借人をお願いしたところ、ぜひともやらせてほしいということで、申請に至ったものです。

借人は若く真面目な人柄なので、地域では歓迎しています。

議長

他に何かありますか。

他にないようですので、議案第 20 号 No.1～3 について、原案のとおり決してお異議ございませんか。

～異議なしの声多数有り～

議長

異議なしと認め、原案どおり決することとします。

議長

つぎに、議案第 21 号『農地法第 3 条の規定による所有権移転許可申請に対する処分について』を議題とします。

事務局より議案の説明をお願いします。

局長

22 ページをお開き願います。

議案第 21 号 農地法第 3 条の規定による所有権移転許可申請に対する処分について

次のとおり、農地法第 3 条の規定による所有権移転許可申請があったので、この処分（許可、不許可の決定）について意見を求める。

令和 5 年 4 月 14 日提出 大館市農業委員会会長 糸屋 由衛門

内訳は、23 ページから 25 ページの No.15～21 の 7 件で、地目は田が 10,099 m²、畑で 1,643 m²、面積合計は 11,742 m²であります。

譲受の事由は、すべて「経営拡張」です。

これらの許可要件の検討結果につきましては、お手元に配付の調査書に記載されておりますとおり、いずれも農地法第 3 条第 2 項各号（第 1 号～第 6 号）に該当しないため、許可要件の全てを満たすものと考えます。

よろしくご審議をお願いいたします。

議長

議案第 21 号 No.15～21 について審議します。

何かご意見ご質問等ございませんか。

12 番(富樫英悦委員)

一反当たりの単価について、単価については相対での単価になるが、事務局としては相場があるものではないか、教えてほしい。

事務局

単価については相対で単価を決定するが、申請があがった時点で極端な単

価については、聞き取りしています。

議長

他に何かありますか。

他にないようですので、議案第 21 号 No.15~21 について原案のとおり決し
てご異議ございませんか。

～異議なしの声多数有り～

議長

異議なしと認め、原案どおり決することとします。

議長

次に、議案第 22 号『農地法第 5 条の規定による所有権移転許可申請の送
付について』を議題とします。

事務局より議案の説明をお願いします。

局長

26 ページをお開き願います。

議案第 22 号 農地法第 5 条の規定による所有権移転許可申請書の送付に
ついて

次のとおり、農地法第 5 条の規定による転用を伴う所有権移転許可申請が
あったので、大館市長に送付するにあたり意見（許可・不許可相当）を求め
る。

令和 5 年 4 月 14 日提出 大館市農業委員会会長 糸屋 由衛門

27 ページをお開き願います。

内訳は、No.8 の 1 件で、地目は田で合計 2,633.00 m²であります。

No.8 は宅地分譲地を造成しようとするものです。

農地法に基づく農地転用許可の検討事項についてご説明いたします。

まず、法第 5 条第 2 項第 1 号及び第 2 号に規定する立地基準についてであ
りますが、申請地は、比内総合支所から北東約 700m に位置する第 1 種住居
地域の第 3 種農地で、農地法の運用、第 2 の 1 の(1)のエの(ア)の b の(c)都市

計画法第8条第1項第1号に規定する用途地域が定められていることに該当します。

また、法第5条第2項第3号から第7号までに規定する一般基準についてではありますが、本案件はこれらのいずれにも該当しないと判断いたしますので、問題は無いものと考えます。

No.8の位置図及び配置図は、28、29ページに記載のとおりであります。

議長

ただ今の事務局の説明に関連して、No.8の現地調査の結果を議席番号5番の 小林 大樹 委員よりご報告願います。

5番の小林 大樹です。

議案第22号について、去る4月5日に 小畑 純市 委員と事務局2名の4名で現地を確認してまいりましたので報告いたします。

申請地は28ページの位置図になります。

この場所は、国道285号と主要地方道 比内田代線の交わる扇田交差点から市道 伊勢丁1号線をとおり、南南西に約210m進んだ右側の農地で、昨年まで水稻を作付けしていました。

29ページの配置図にありますように、宅地分譲用地として土地造成を行うものであります。

転用にあたっては、0.9m盛土して西側、北側には既設コンクリート側溝に高さを合わせ、東側、南側は新設のL型擁壁を設けて土砂流出を防ぐ計画です。

雨水は敷地内浸透処理し、汚水や生活雑排水は、公共下水道へ排水することから特に問題は無いものと見てまいりました。

以上、皆様方のご審議をよろしく願いたします。

議長

ただ今、小林 大樹 委員から、現地調査の結果報告があった議案第22号について、何かご意見、ご質問等ございませんか。

議長

ないようですので、議案第22号について原案どおり決してご異議ございま

せんか。

～異議なしの声多数有り～

議長

異議なしと認め、原案どおり許可相当と決することとし、大館市長へ送付することとします。

議長

次に、議案第 23 号『農用地利用集積計画の決定について（利用権設定）』を議題とします。

事務局より議案の説明をお願いします。

局長

30 ページをお開き願います。

議案第 23 号 農用地利用集積計画の決定について（利用権設定）

農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定に基づき、農用地利用集積計画について、大館市長から決定依頼があったので、この可否について意見を求める。

なお、土地改良法第 3 条第 1 項第 2 号の規定による申し出があったときは、これを承認することについて併せて意見を求める。

令和 5 年 4 月 14 日提出 大館市農業委員会会長 糸屋 由衛門

内訳は 31 ページから 37 ページまで、令和 5 年度農用地利用集積計画（第 1 号）の利用権を設定するものが記載されております。

決定依頼の件数は、新 - 1 から新 - 95 までの 95 件と再 - 1 から再 - 4 の 4 件で合計 99 件であります。

契約期間別の内訳についてであります。新規の契約期間 1 年が 3 件、3 年が 30 件、4 年が 2 件、5 年が 25 件、6 年が 1 件、8 年が 1 件、10 年が 33 件で、地目は田の面積が 515,886.56 m²、畑の面積が 13,363.00 m²、面積合計は 529,249.56 m²であります。

次に再契約の内訳であります。契約期間 3 年が 2 件、5 年が 2 件で、地

目は田 10,045 m²となり、新規と合わせて面積合計は 539,294.56 m²であります。

権利の設定を受ける者の住所・氏名、権利の設定をする者の住所・氏名、権利を設定する土地の所在につきましては、記載のとおりであります。

これらの要件につきましては、利用集積計画書や確約書、営農計画書で確認をしております。

よろしくご審議をお願いいたします。

議長

議案第 23 号の審議に入る前に、農業委員会等に関する法律第 31 条第 1 項の規定により、「農業委員が、自分又は同居親族に関する議案の審議に参加できないこと」になっており、対象となる案件について個別に退席して頂いて審議したいと思いますので、よろしくお願ひします。

議長

はじめに、議案第 23 号 新-1 から 49 及び新-51 から 95 について審議します。

何かご意見ご質問等ございませんか。

議長

ないようですので、議案第 23 号 新-1 から 49 及び新-51 から 95 について、原案のとおり決してご異議ございませんか。

～異議なしの声多数有り～

議長

異議なしと認め、原案どおり決することとします。

議長

次に、新-50 を審議します。

恐れ入りますが、議席番号 17 番 虻川 マキ子 委員 は退席願ひます。

(17 番 虻川 マキ子 委員 退席)

議長

何かご意見ご質問ございませんか。

議長

ないようですので、新-50 について原案のとおり決してご異議ございませんか。

～異議なしの声多数有り～

議長

異議なしと認め、原案どおり決することとします。

議席番号 17 番 虻川 マキ子 委員 は入室をお願いします。

(17 番 虻川 マキ子 委員 入室し着席)

議長

つぎに、再-1 から 4 について審議します。

何かご意見ご質問等ございませんか。

議長

ないようですので、再-1 から 4 について、原案のとおり決してご異議ございませんか。

～異議なしの声多数有り～

議長

異議なしと認め、原案どおり決することとします。

議長

次に、議案第 24 号『農用地利用集積計画の決定について（所有権移転）』を議題といたします。

まず、事務局より議案の説明をお願いします。

局長

38 ページをお開き願います。

議案第 24 号 農用地利用集積計画の決定について（所有権移転）

農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定に基づき、農用地利用集積計画について、大館市長から決定依頼があったので、この可否について意見を求める。

令和 5 年 4 月 14 日提出 大館市農業委員会会長 糸屋 由衛門

39 ページには、令和 5 年度農用地利用集積計画（第 1 号）のうち所有権を移転するものが記載されております。

所一1 の 1 件で、秋田県農業公社から所有権を移転するもので、地目は田で、面積合計は 5,303 m²となっております。

所有権の移転を受ける者の住所・氏名、移転をする者の住所・氏名、移転する土地の所在につきましては、記載のとおりであります。

よろしくご審議をお願いいたします。

議長

議案第 24 号について審議します。

何かご意見ご質問等ございませんか。

議長

ないようですので、議案第 24 号について原案どおり決してご異議ございませんか。

～異議なしの声多数有り～

議長

異議なしと認め原案どおり決することといたします。

議長

次に、議案第 25 号『令和 5 年度大館市農作業標準賃金の設定について』を議題といたします。

まず、事務局より議案の説明をお願いします。

局長

40 ページをお開き願います。

議案第 25 号 令和 5 年度大館市農作業標準賃金の設定について

令和 5 年度大館市農作業標準賃金を次のとおり設定することについて意見を求める。

令和 5 年 4 月 14 日提出 大館市農業委員会会長 糸屋 由衛門

41 ページをお開き願います。

内容については、令和 5 年度大館市農作業標準賃金表（案）のとおりで、2 月 10 日開催の農業振興小委員会に於いて内容が検討され、3 月 10 日の合同会議で報告・協議のうえ議案となったものであります。

よろしくご審議をお願いいたします。

議長

ただいま説明のあった議案第 25 号について、何かご意見ご質問等ございませんか。

議長

ないようですので、議案第 25 号について原案どおり決してご異議ございませんか。

～異議なしの声多数有り～

議長

異議なしと認め原案どおり決することといたします。

以上、提出議案の審議はすべて終了いたしました。

それでは事務局より当面の日程について、説明してください。

局長 ・当面の行事日程について説明する

議長

ただいまの行事日程について何かご質問等ございますか。

議長

ないようですので、事務局からその他連絡事項等、何かありますか。

・連絡事項なし

これをもちまして、本日の定例総会を終了いたします。

午後 3 時 00 分終了

この会議の顛末を記載してその相違ないことを証するためここに署名する。

令和5年4月14日

議 長

議事録署名委員 16 番

議事録署名委員 17 番

農地法第3条調査書

議案第20号 No.1	所有権移転 ・ 賃借権設定 ・ 使用賃借権設定		
土地の所在	大館市中山字上ノ岱・・・ 外・筆		
申請者	譲渡（貸）人	住 所	氏 名
		大館市中山字桂沢・・・	〇〇 〇〇
	譲受（借）人	住 所	氏 名
		大館市中山字桂沢・・・	△△ △△
作成者	農業委員会事務局 佐藤 正樹		

条 項	判 断 の 理 由	不許可事項の該当
第2項第1号 (全部効率利用)	譲受(借)人の経営農地はすべて耕作されており、保有している機械の能力、農作業に従事する家族の状況等からみて、耕作の事業に供すべき農地のすべてを効率的に利用できるものと見込まれる。	する しない
第2項第2号 (農地所有適格法人以外の法人)	譲受(借)人は個人であり適用なし。	する しない
第2項第3号 (信託)	信託ではないので適用なし。	する しない
第2項第4号 (農作業常時従事)	譲受(借)人は農作業を行う必要がある日数について農作業に従事すると見込まれる。	する しない
第2項第5号 (転貸禁止)	許可申請に係る農地は譲渡(貸)人の所有農地であり転貸には当たらない。	する しない
第2項第6号 (地域調和)	申請地は、これまで譲渡(貸)人が樹園地で梨を栽培してきたが、今後は、2年前に帰郷した同一世帯の子(42歳)が新規就農し梨を中心に将来はリンゴも栽培して行く計画である。本件の権利取得により、周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものとする。 なお、4月3日、糸屋由衛門 農業委員と畠山薫 推進委員が現地調査を行い、周辺の農地の利用状況等を確認した。	する しない

農地法第3条調査書

議案第20号 No.2	所有権移転 ・ 賃借権設定 ・ 使用賃借権設定		
土地の所在	大館市中山字上ノ岱・・・		
申請者	譲渡（貸）人	住 所	氏 名
		大館市中山字中谷地・・・	〇〇 〇〇
	譲受（借）人	住 所	氏 名
		大館市中山字桂沢・・・	△△ △△
作成者	農業委員会事務局 佐藤 正樹		

条 項	判 断 の 理 由	不許可事項の該当
第2項第1号 (全部効率利用)	譲受(借)人の経営農地はすべて耕作されており、保有している機械の能力、農作業に従事する家族の状況等からみて、耕作の事業に供すべき農地のすべてを効率的に利用できるものと見込まれる。	する しない
第2項第2号 (農地所有適格法人以外の法人)	譲受(借)人は個人であり適用なし。	する しない
第2項第3号 (信託)	信託ではないので適用なし。	する しない
第2項第4号 (農作業常時従事)	譲受(借)人は農作業を行う必要がある日数について農作業に従事すると見込まれる。	する しない
第2項第5号 (転貸禁止)	許可申請に係る農地は譲渡(貸)人の所有農地であり転貸には当たらない。	する しない
第2項第6号 (地域調和)	申請地は、これまで譲渡(貸)人が樹園地で梨を栽培してきたが、高齢により経営縮小し、今後は、譲受(借)人が新規就農し梨を中心に将来はリンゴも栽培して行く計画である。本件の権利取得により、周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものとする。 なお、4月3日、糸屋由衛門 農業委員と畠山薫 推進委員が現地調査を行い、周辺の農地の利用状況等を確認した。	する しない

農地法第3条調査書

議案第20号 No.3	所有権移転 ・ 賃借権設定 ・ 使用賃借権設定		
土地の所在	大館市中山字上ノ岱・・・		
申請者	譲渡(貸)人	住 所	氏 名
		大館市中山字中谷地・・・	〇〇 〇〇
	譲受(借)人	住 所	氏 名
		大館市中山字桂沢・・・	△△ △△
作成者	農業委員会事務局 佐藤 正樹		

条 項	判 断 の 理 由	不許可事項の該当
第2項第1号 (全部効率利用)	譲受(借)人の経営農地はすべて耕作されており、保有している機械の能力、農作業に従事する家族の状況等からみて、耕作の事業に供すべき農地のすべてを効率的に利用できるものと見込まれる。	する しない
第2項第2号 (農地所有適格法人以外の法人)	譲受(借)人は個人であり適用なし。	する しない
第2項第3号 (信託)	信託ではないので適用なし。	する しない
第2項第4号 (農作業常時従事)	譲受(借)人は農作業を行う必要がある日数について農作業に従事すると見込まれる。	する しない
第2項第5号 (転貸禁止)	許可申請に係る農地は譲渡(貸)人の所有農地であり転貸には当たらない。	する しない
第2項第6号 (地域調和)	申請地は、これまで譲渡(貸)人が樹園地で梨を栽培してきたが、高齢により経営縮小し、今後は、譲受(借)人が新規就農し梨を中心に将来はリンゴも栽培して行く計画である。本件の権利取得により、周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものとする。 なお、4月3日、糸屋由衛門 農業委員と畠山薫 推進委員が現地調査を行い、周辺の農地の利用状況等を確認した。	する しない

農地法第3条調査書

議案第21号 No.15	所有権移転・賃借権設定・使用貸借権設定	
土地の所在	大館市赤石字赤石下・・・	
申請者	譲渡(貸)人	住所 大館市赤石字屋布・・・
		氏名 〇〇 〇〇
	譲受(借)人	住所 大館市赤石字屋布・・・
		氏名 △△ △△
作成者	農業委員会事務局 佐藤 正樹	

条 項	判 断 の 理 由	不許可事項の該当
第2項第1号 (全部効率利用)	譲受(借)人の経営農地はすべて耕作されており、保有している機械の能力、農作業に従事する家族の状況等からみて、耕作の事業に供すべき農地のすべてを効率的に利用できるものと見込まれる。	する しない
第2項第2号 (農地所有適格法人以外の法人)	譲受(借)人は個人であり適用なし。	する しない
第2項第3号 (信託)	信託ではないので適用なし。	する しない
第2項第4号 (農作業常時従事)	譲受(借)人は農作業を行う必要がある日数について農作業に従事すると見込まれる。	する しない
第2項第5号 (転貸禁止)	許可申請に係る農地は譲渡(貸)人の所有農地であり転貸には当たらない。	する しない
第2項第6号 (地域調和)	申請地は、これまでも譲受(借)人が耕作を行っており、今後も譲受(借)人が経営規模を拡大する目的で本申請地を取得し、営農に資する計画である。本件の権利取得により、周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えられる。 なお、4月5日、富樫英悦 農業委員と虻川久樹 推進委員が現地調査を行い、周辺の農地の利用状況等を確認した。	する しない

農地法第3条調査書

議案第21号 No.16	所有権移転・賃借権設定・使用貸借権設定	
土地の所在	大館市岩瀬字家下・・・	
申請者	譲渡(貸)人	住所 大館市岩瀬字田茂の木・・・
		氏名 〇〇 〇〇
	譲受(借)人	住所 大館市有浦五丁目・・・
		氏名 △△ △△
作成者	農業委員会事務局 佐藤 正樹	

条 項	判 断 の 理 由	不許可事項の該当
第2項第1号 (全部効率利用)	譲受(借)人の経営農地はすべて耕作されており、保有している機械の能力、農作業に従事する家族の状況等からみて、耕作の事業に供すべき農地のすべてを効率的に利用できるものと見込まれる。	する しない
第2項第2号 (農地所有適格法人以外の法人)	譲受(借)人は個人であり適用なし。	する しない
第2項第3号 (信託)	信託ではないので適用なし。	する しない
第2項第4号 (農作業常時従事)	譲受(借)人は農作業を行う必要がある日数について農作業に従事すると見込まれる。	する しない
第2項第5号 (転貸禁止)	許可申請に係る農地は譲渡(貸)人の所有農地であり転貸には当たらない。	する しない
第2項第6号 (地域調和)	申請地は、これまでも譲受(借)人が耕作を行っており、今後も、譲受(借)人が経営規模を拡大する目的で本申請地を取得し、営農に資する計画である。本件の権利取得により、周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えられる。 なお、4月3日、石山元一 農業委員と 前田主幸 推進委員が現地調査を行い、周辺の農地の利用状況等を確認した。	する しない

農地法第3条調査書

議案第21号 No.17		所有権移転・賃借権設定・使用貸借権設定	
土地の所在		大館市岩瀬字家下・・・	
申請者	譲渡(貸)人	住所	氏名
		大館市岩瀬字山神堂下・・・	〇〇 〇〇
	譲受(借)人	住所	氏名
		大館市有浦五丁目・・・	△△ △△
作成者		農業委員会事務局 佐藤 正樹	

条 項	判 断 の 理 由	不許可事項の該当
第2項第1号 (全部効率利用)	譲受(借)人の経営農地はすべて耕作されており、保有している機械の能力、農作業に従事する家族の状況等からみて、耕作の事業に供すべき農地のすべてを効率的に利用できるものと見込まれる。	する しない
第2項第2号 (農地所有適格法人以外の法人)	譲受(借)人は個人であり適用なし。	する しない
第2項第3号 (信託)	信託ではないので適用なし。	する しない
第2項第4号 (農作業常時従事)	譲受(借)人は農作業を行う必要がある日数について農作業に従事すると見込まれる。	する しない
第2項第5号 (転貸禁止)	許可申請に係る農地は譲渡(貸)人の所有農地であり転貸には当たらない。	する しない
第2項第6号 (地域調和)	申請地は、これまでも譲受(借)人が耕作を行っており、今後も譲受(借)人が経営規模を拡大する目的で本申請地を取得し、営農に資する計画である。本件の権利取得により、周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えられる。 なお、4月4日、石山元一 農業委員と 前田主幸 推進委員が現地調査を行い、周辺の農地の利用状況等を確認した。	する しない

農地法第3条調査書

議案第21号 No.18	所有権移転・賃借権設定・使用貸借権設定	
土地の所在	大館市山田字川下・・・	
申請者	譲渡(貸)人	住所 大館市山田字山田・・・
		氏名 〇〇 〇〇
	譲受(借)人	住所 大館市川口字長里・・・
		氏名 △△ △△
作成者	農業委員会事務局 佐藤 正樹	

条 項	判 断 の 理 由	不許可事項の該当
第2項第1号 (全部効率利用)	譲受(借)人の保有している機械の能力、農作業に従事する家族の状況等からみて、耕作の事業に供すべき農地のすべてを効率的に利用できるものと見込まれる。	する しない
第2項第2号 (農地所有適格法人以外の法人)	譲受(借)人は個人であり適用なし。	する しない
第2項第3号 (信託)	信託ではないので適用なし。	する しない
第2項第4号 (農作業常時従事)	譲受(借)人は農作業を行う必要がある日数について農作業に従事すると見込まれる。	する しない
第2項第5号 (転貸禁止)	許可申請に係る農地は譲渡(貸)人の所有農地であり転貸には当たらない。	する しない
第2項第6号 (地域調和)	申請地は、これまで譲渡(貸)人が耕作を行ってきたが、今後は、譲受(借)人が経営規模を拡大する目的で本申請地を取得し、営農に資する計画である。本件の権利取得により、周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えられる。 なお、4月4日、石山元一 農業委員と 前田主幸 推進委員が現地調査を行い、周辺の農地の利用状況等を確認した。	する しない

農地法第3条調査書

議案第21号 No.19	(所有権移転) ・ 賃借権設定 ・ 使用貸借権設定	
土地の所在	大館市山田字寺下・・・	
申請者	譲渡(貸)人	住所 大館市山田字山田・・・
		氏名 ○○ ○○
	譲受(借)人	住所 大館市山田字向館・・・
		氏名 △△ △△
作成者	農業委員会事務局 佐藤 正樹	

条 項	判 断 の 理 由	不許可事項の該当
第2項第1号 (全部効率利用)	譲受(借)人の経営農地はすべて耕作されており、保有している機械の能力、農作業に従事する家族の状況等からみて、耕作の事業に供すべき農地のすべてを効率的に利用できるものと見込まれる。	する (しない)
第2項第2号 (農地所有適格法人以外の法人)	譲受(借)人は個人であり適用なし。	する (しない)
第2項第3号 (信託)	信託ではないので適用なし。	する (しない)
第2項第4号 (農作業常時従事)	譲受(借)人は農作業を行う必要がある日数について農作業に従事すると見込まれる。	する (しない)
第2項第5号 (転貸禁止)	許可申請に係る農地は譲渡(貸)人の所有農地であり転貸には当たらない。	する (しない)
第2項第6号 (地域調和)	申請地は、これまで譲渡(貸)人が耕作を行ってきたが、今後は、譲受(借)人が経営規模を拡大する目的で本申請地を取得し、営農に資する計画である。本件の権利取得により、周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考ええる。 なお、4月4日、石山元一 農業委員と 前田主幸 推進委員が現地調査を行い、周辺の農地の利用状況等を確認した。	する (しない)

農地法第3条調査書

議案第21号 No.20	(所有権移転) ・ 賃借権設定 ・ 使用貸借権設定		
土地の所在	大館市比内町扇田字伊勢堂岱・・・		
申請者	譲渡(貸)人	住 所	氏 名
		大館市比内町扇田字伊勢堂岱・・・	〇〇 〇〇
	譲受(借)人	住 所	氏 名
		大館市比内町扇田字上扇田・・・	△△ △△
作成者	農業委員会事務局 佐藤 正樹		

条 項	判 断 の 理 由	不許可事項の該当
第2項第1号 (全部効率利用)	譲受(借)人の経営農地はすべて耕作されており、保有している機械の能力、農作業に従事する家族の状況等からみて、耕作の事業に供すべき農地のすべてを効率的に利用できるものと見込まれる。	する (しない)
第2項第2号 (農地所有適格法人 以外の法人)	譲受(借)人は個人であり適用なし。	する (しない)
第2項第3号 (信託)	信託ではないので適用なし。	する (しない)
第2項第4号 (農作業常時従事)	譲受(借)人は農作業を行う必要がある日数について農作業に従事すると見込まれる。	する (しない)
第2項第5号 (転貸禁止)	許可申請に係る農地は譲渡(貸)人の所有農地であり転貸には当たらない。	する (しない)
第2項第6号 (地域調和)	申請地は、これまで地域の担い手が耕作を行ってきたが、今後は、譲受(借)人が経営規模を拡大する目的で本申請地を取得し、営農に資する計画である。本件の権利取得により、周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものとする。 なお、4月2日、菅原一成 農業委員と萬田信市 推進委員が現地調査を行い、周辺の農地の利用状況等を確認した。	する (しない)

農地法第3条調査書

議案第21号 No.21		所有権移転・賃借権設定・使用貸借権設定	
土地の所在		大館市比内町笹館字沼田・・・外・筆	
申請者	譲渡(貸)人	住所	氏名
		大館市比内町八木橋字板戸・・・	〇〇 〇〇
	譲受(借)人	住所	氏名
		大館市比内町八木橋字杉ノ岱・・・	△△ △△
作成者		農業委員会事務局 佐藤 正樹	

条 項	判 断 の 理 由	不許可事項の該当
第2項第1号 (全部効率利用)	譲受(借)人の経営農地はすべて耕作されており、保有している機械の能力、農作業に従事する家族の状況等からみて、耕作の事業に供すべき農地のすべてを効率的に利用できるものと見込まれる。	する しない
第2項第2号 (農地所有適格法人以外の法人)	譲受(借)人は農地所有適格法人であり適用なし。	する しない
第2項第3号 (信託)	信託ではないので適用なし。	する しない
第2項第4号 (農作業常時従事)	譲受(借)人は農作業を行う必要がある日数について農作業に従事すると見込まれる。	する しない
第2項第5号 (転貸禁止)	許可申請に係る農地は譲渡(貸)人の所有農地であり転貸には当たらない。	する しない
第2項第6号 (地域調和)	申請地は、これまでも譲受(借)人が耕作を行っており、今後も譲受(借)人が経営規模を拡大する目的で本申請地を取得し、営農に資する計画である。本件の権利取得により、周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えられる。 なお、4月2日、菅原一成 農業委員と萬田信市 推進委員が現地調査を行い、周辺の農地の利用状況等を確認した。	する しない